

全労金2018春季生活闘争ニュース・第25号

《合意速報No. 9》

東海労組が関連会社との団体交渉で、

「基本合意」を表明しました！

東海労組は、3月27日12時30分から、関連会社と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

		要 求（関連）		回 答（関連）	
		正社員	契約社員	正社員	契約社員
安定雇用	無期転換	—	無期転換権の付与	—	応じられない
	登用制度				
基本賃金		月額3,000円 の引き上げ	時給20円 の引き上げ	応じられない	
一時金		2.8	60,000	2.5+60,000	60,000
昨年実績		2.5+40,000	40,000	2.5+40,000	40,000
雇用環境	年休積立	使途追加	制度の新設	応じられない	
	私傷病休職				
公正処遇	年休			応じられない	
	生休	金庫正職員と同様		応じられない	
	母性保護				
単組独自要求		退職金増額	諸休暇の改善	応じられない	結婚休暇を同一 慶弔休暇を同一

団体交渉において、金庫からは「3月6日に貴労組からいただいた要求書について、今年度収益の着地見込と、来年度の収益計画等々を作りながら幹部会を中心に真摯に検討してきた。今年度の収益については、収益目標税引前 2,400万円に対して、おおよそ 2,900万円となる見込みである。しかし、次年度は、集中事務センターにて金庫から受託している諸届・口振登録事務の業態集中化により受託が終了されることにより、7月から約 1,650万円の減益となり、次年度は 1,200～ 1,300万円の収益見込みしか立たない状況である。そういう中、今年度の社員の頑張りによる収益目標の達成になんとか応えたい気持ちで検討してきた。回答は厳しいものだが、精励手当は昨年より 2万円増額させていただくことで精一杯の回答である。精励手当については、今年度の社員の頑張

りに対して、経営として誠意を持って応えるが、次年度については収益が 1,200～1,300万円を下回るようなことになれば、これまでの水準で支給できるか否か検討することにも理解をいただきたい。その他の要求は、応えることができず申し訳ないが、今春闘はこの内容でなんとか理解いただきたい」等の表明を受けました。

早川闘争委員長は、「すべての要求が実現できたわけではないが、組合員が多くない中で、真摯に要求に向き合っていたと受け止めている。その結果、昨年度から、一步前進することが出来たと判断している。交渉では、経営を取り巻く環境から、回答ができる、できないだけでなく、要求項目に対する経営の考え方、交渉を通じて、職員に対する経営の思いも伝えていただいたと受け止めている。特に、月例賃金や安定雇用に関する要求では、労組の要求は受け入れられなかったものの、サービスの雇用を守る姿勢が示されたと認識している。労働組合は、働きやすい職場、労金サービスで働くことに自信と誇りを持てるような職場を作っていきたい。そのために、労金サービスで働く仲間の組合加入をさらに進めていきたいと考えている。結果については、組合員に、しっかりと伝えていきたい」等と表明しました。

単組は、①年間一時金について、2017年度の社員の頑張りに応えるための最大限の回答が示されたこと、②諸休暇の改善等について、契約社員への保存年休（私傷病）導入に目途が立ったことや、特別休暇の付与日数に是正が図られたこと、等から基本合意を表明しました。

*合意単組（7単組／27日15時30分現在）

中央・長野・沖縄・近畿・セントラル・東海・中国・中国(関連)・東海(関連)

以 上